

# 行政不服審査法の改善に向けた検討会 中間取りまとめ（概要）

## 「行政不服審査法の改善に向けた検討会」と「中間取りまとめ」について

総務省では、行政不服審査法<sup>(参考1)</sup>の平成26年改正時に義務付けられた施行後5年の状況を踏まえた検討を実施中。

- 行政不服審査法の改善に向けた検討会：上記検討のための有識者<sup>(参考2)</sup>の会議（令3.5～）。
- 中間取りまとめ：上記検討会が、同法の運用状況の評価やその見直しの方向性等について、これまでの議論を整理  
→ ユーザーである国民からの視点を検討に活かすため、広く意見を公募

## これまでの検討事項などについて

- 平成26年の法改正のねらい（「迅速な救済」「制度の活用促進」「公正性の向上」）ごとに目標の達成状況などを検討。
  - 検討には、実績データや関係者へのヒアリング・アンケートを活用。
  - 評価と見直しの方向性、また、それらを踏まえた課題を整理。
- 平成26年の法改正時に主要論点でなかったものについても、現下の社会情勢を踏まえた制度の充実の観点から検討。

# 中間取りまとめのポイント

	主な運用状況と評価の方向性	見直しの方向性
(P.11～) 迅速な救済	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 手続の迅速化等の目標が十分に達成されていない。</li> <li>→ 標準審理期間の未設定、弁明書の記載・添付資料が不十分などが原因。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>責任体制の整備</li> <li>標準審理期間の設定促進</li> <li>運用マニュアルの整備 等</li> </ul>
(P.23～) 活用促進の制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審査請求への一元化等の制度の目標は一定程度達成。</li> <li>※ 国民の不服申立制度の活用を促すため、積極的な情報提供が望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民に対する案内所の整備</li> <li>不服申立人に対するパンフレットの配布 等</li> </ul>
(P.27～) 公正性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審理員制度等の制度の目標は一定程度達成。</li> <li>※ 審理員の確保、審理の充実が課題。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実践的な研修の実施</li> <li>審理員候補者や補助者を確保・派遣する仕組みの整備 等</li> <li>※ 行政不服審査会等の答申における行政運営の問題提起等を促すための「付言」の活用促進。</li> </ul>



(P.45～)

総じて、改正のねらいや制度趣旨に沿った運用が未徹底。以下の事項に重点的・集中的な対処が必要。

- ①審理手続の担い手の確保・育成、
- ②不服申立てに関わる各主体の体制の整備、
- ③運用マニュアルに沿った手続の徹底、
- ④国民に対する情報提供の推進、
- ⑤行政不服審査会等の答申における付言の活用

(P.49～)

※ 平成26年の法改正時の主要論点以外

○不当性の観点からの審査対象の明確化、○不服申立手続のオンライン化について、引き続き検討

## 参考 1

### 行政不服審査法について

- 行政機関の処分不服がある者が、処分した機関にその見直しを求める申立てを行うことができることを定めた法律。
- 総務省が所管し、各府省・各地方公共団体それぞれで運用。

(参考) 国への新規申立て：約3.2万件、地方公共団体（都道府県及び政令市）への新規申立て：約1.5万件【令和元年度】

- 平成26年に全部改正。審理員による審理手続・行政不服審査会等への諮問手続の導入、審査請求期間の延長等といった見直しが行われた。改正は28年4月1日施行。

## 参考 2

### 行政不服審査法の改善に向けた検討会メンバー

	大江 裕幸	東北大学法学研究科教授
	大橋 洋一	学習院大学法科大学院教授
	折橋 洋介	広島大学法学部教授
(座長)	高橋 滋	法政大学法学部法律学科教授
	田中 良弘	立命館大学法学部教授、弁護士
	前田 雅子	関西学院大学法学部教授
	渡井 理佳子	慶應義塾大学大学院法務研究科教授

(五十音順：敬称略)